各務原市公金管理運用対策委員会設置要綱

（平成１４年２月２１日決裁）

（設置）

第１条　本市の公金の適切な管理運用を図るため、公金管理運用対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について調査及び研究を行う。

（１）各務原市公金管理運用基準の策定に関すること。

（２）金融機関の経営状況の把握に関すること。

（３）各務原市公金管理運用基準に定める金融機関の選定基準の要件を満たさなくなった場合の措置に関すること。

（４）制度融資に係る預託への対応策に関すること。

（５）前各号に規定するもののほか、公金の管理運用又は公金預金保護対応策に関すること。

（委員）

第３条　委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

（１）会計管理者

（２）総務部長

（３）産業活力部長

（４）水道部長

（５）総務部財政課長

（６）産業活力部商工振興課長

（７）水道部水道総務課長

（８）水道部下水道課長

２　委員会に委員長及び副委員長を置く。

３　委員長は、会計管理者をもって充て、会務を総理する。

４　副委員長は、総務部長をもって充て、委員長の職務を補佐し、又は代理する。

（委員会の開催）

第４条　委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

（関係者の出席）

第５条　委員長は、調査研究のため必要があると認めるときは、その事案につき関係

者を委員会に出席させることができる。

（報告）

第６条　委員長は、委員会の調査研究の成果等を市長に報告するものとする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、会計課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、その都度委員会で定める。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年１０月８日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（平成２６年３月２５日決裁）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日決裁）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月３１日決裁）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月３１日決裁）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。